



壱岐市「特別支援教育支援員」配置要領

壱岐市教育委員会

1 目 的

小・中学校において特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、担任を補助して学習活動上のサポートを行ったり、食事・排泄・教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったりする「特別支援教育支援員」（以下「支援員」という。）を配置し、児童生徒に応じた教育を充実させる。

2 身 分

会計年度任用職員とする。

3 任 用

壱岐市会計年度任用職員に関する条例及び規則に基づき、市教育委員会が選考し、任命する。

4 任用期間

1年間とする。なお、年度途中の任用の場合は、年度末までとする。

5 職務・研修

当該小・中学校の校長は、地域や児童生徒の実態に基づき、支援員に、以下のような職務を効果的に行わせる。

（1）支援員の職務

支援員は、校長等の指揮・監督のもと次の職務を行うものとする。

- ① 担任教諭等が行う学習指導における補助
- ② 学習活動、教室間移動等における介助
- ③ 基本的生活習慣確立のための日常生活の介助
- ④ 児童生徒の健康・安全の確保
- ⑤ 運動会（体育大会）、学習発表会等の学校行事における介助
- ⑥ 周囲の児童生徒の障害に係わる理解促進
- ⑦ 支援方法等の打合せ
- ⑧ その他特別な支援に関して校長が指示する事項

（2）支援員の研修

支援員は、職務の概要説明及び教育相談等にかかる市教育委員会主催の研修会に参加する。

6 勤務条件

(1) 勤務日及び勤務時間

- ① 勤務日は、月曜から金曜までの5日間程度とする。

また、長期休業日における勤務については、校長との事前打合せ、市教委主催研修会への出席、老岐地区特別支援教育連絡協議会主催研修会及び県教委主催特別支援教育に関する研修会等への参加、特別な支援が必要な児童生徒に係る情報共有及び引継ぎ、学期末の反省会等への参加、登校日及び学習会等における児童生徒への対応が主な業務となる。

- ② 勤務時間は、以下のようにする。

○雇用保険適用範囲内の場合

1日5時間を基本とし、月93時間以内の範囲内で校長が割り振りを行う。

○社会保険適用の場合

1日6時間30分を基本とし、月131時間45分以内の範囲内で校長が割り振りを行う。

- ③ 年次有給休暇は、雇入れの日から起算して、6か月継続勤務し、かつ一定の勤務日数以上の場合、10日付与する。(ただし、付与される日数を二分し、年度末までを5日、翌年度に雇用が継続する場合、9月末日までを5日とする。年度末までの未取得分は、9月末日分と合わせた日数としてよい。取得期間は9月末日までとする。)
- ④ 定められた勤務時間以外に、校長がやむを得ないと認めた場合は、時間外勤務を指示することができる。
- ⑤ 支援員は、職務上知り得た事項について、秘密の保持に努めなければならない。その職務を退いた後もまた同様とする。

(2) 報酬等

- ① 時間給とする。
- ② 雇用保険及び非常勤公務災害補償制度に加入する。
- ③ 通勤手当、期末勤勉手当を支給する。
- ④ 勤務体系に応じて社会保険への加入も可とする。

7 その他

- (1) 支援員から任期途中の辞任の申し出があった時、または勤務態度の不良等、特別の事情がある時は、任期途中でも解雇することができる。
- (2) 支援員の辞任あるいは解雇により欠員が生じた場合には、補充することができる。
この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

平成22年 4月1日、一部改正
平成24年 4月1日、一部改正
平成25年 4月1日、一部改正
平成27年 4月1日、一部改正
平成29年 4月1日、一部改正
令和 元年10月1日、一部改正
令和 2年 4月1日、一部改正